

TRAM レンタルサービス規約

第 1 章（総則）

第 1 条（目的）

この TRAM レンタルサービス規約（以下「本規約」という）は、テクノレント株式会社（以下「当社」という）が提供する本サービス（第 2 条で定義する。本条において以下同じ。）の利用条件を定めるものであり、本サービスを利用しようとする者は、本規約を承認の上、本サービスの利用を申し込むものとし、当社がこれを承認した事業者（以下「利用事業者」という）に適用されます。利用事業者は、本サービスを、自己の営業のため利用するものとします。

第 2 条（定義）

本規約における用語の定義は、それぞれ以下の通りとします。

用語	定義
本サービス	当社が提供するレンタル物件のレンタル及び当該レンタルに付随するサービスをいう。
当社 WEB サイト	ドメインを「tram.techno.co.jp」とする当社が運営する WEB サイト（理由の如何を問わず当社の WEB サイトのドメイン又は内容が変更、追加された場合は、当該変更又は追加後の WEB サイトを含む）をいう。
本システム	本サービスを利用するために当社が提供する当社の WEB プラットフォーム「TRAM」をいう。
本システム機能	本システムで提供される主な機能であり、別紙 1【本システムの機能】に記載された機能を総称し、又は文脈によりその一部をいう。
本 契 約	利用事業者及び当社間で本規約に基づき成立する本サービスの利用契約をいう。
利用申込書	利用事業者が本サービスの利用を当社に申し込むために必要な当社所定の申込書をいう。
利 用 者	利用事業者の従業員等で、利用事業者の責任に基づき実際に本サービスを利用する特定の者をいう。
利用責任者	利用者が複数いるときは、当該利用者を代表する者をいう。但し、利用者が単独の場合には、当該利用者を意味する。
営 業 日	銀行法及び銀行法施行令によって定められた銀行の休日、及び当社が指定する休日を除く、当社の通常の営業日をいう。
営 業 時 間	当社の営業日における営業時間であり 9：00 から 17：30 をいう。
利 用 料	利用事業者が当社に支払う本サービスの利用の対価をいう。

利用事業者企業情報	利用事業者が本サービスを利用するために当社に提供する、又は提供した利用事業者に係る各種情報（本件個人情報があるときはこれを含む。）をいう。
本件個人情報	個人情報のうち、利用事業者が当社に開示した特定の個人情報をいう。
個人情報	個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。但しその後の改定を含む。）で定義されたものをいう。
取扱対象物件	本サービスの対象となる物件で、別紙2【レンタル取扱機器一覧】に記載の物件をいう。
レンタル契約	本システムを通じて成立する、利用事業者及び当社間の個別のレンタル契約をいう。
レンタル物件	取扱対象物件のうち、実際にレンタル契約の目的物となる物件をいう。
契約条項	レンタル契約に適用される当社 WEB サイトに掲載の「レンタル契約条項」をいう。 但し、利用事業者及び当社間でレンタル取引に関する取引基本契約書を締結している場合は、当該取引基本契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）をいう。
契約条項等	レンタル契約に適用される当社 WEB サイトに掲載の「レンタル契約条項（但し、利用事業者及び当社間でレンタル取引に関する取引基本契約書を締結している場合は、当該取引基本契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）」の他、当社 WEB サイトに記載のレンタル契約に付随する各種項の総称をいう。
不可抗力	天災事変、地震、台風、水害、落雷、停電、電気通信回線の事故、通信障害その他の災害、戦争、暴動、内乱、争議行為、疫病・感染症の流行、法令・規則の改正、政府又は第三者の行為及びそれらに類する事由において、自らの必要かつ合理的な管理を超え、併せて自らの責に帰すことのできない事由をいう。

第3条（本システム機能）

1. 本システム機能は別紙1【本システムの機能】に記載の通りです。
2. 利用事業者は、本システム機能のうち、当社が指定した機能を使用することができるものとします。なお、当社が指定する機能の範囲及び内容は、当社の任意の判断で適宜、変更することができるものとします。
3. 前項に基づき、又は利用事業者が契約した条件、内容等により、本システム機能の一部が利用できない場合があることを、利用事業者は予め承諾します。
4. 利用事業者は、本規約の他、当社指定の利用ガイド（名称の如何は問わず、本システムの利用方法又は利用条件を定めるものであり、以下「利用ガイド」という。）に従い本システムを

使用するものとします。

5. 当社は、利用事業者に事前に通知することなく、当社の任意の判断をもって、適宜、本システム機能を追加、変更、又は終了及び利用ガイドを改定することができるものとします。
6. 当社が行った第2項から第5項までの措置（指定、利用ガイドの制定及び改定、本システム機能の追加、変更等を含む。）に起因して、利用事業者又は第三者に損害が発生した場合でも、当社は当該損害に対して一切の責任を負わないものとし、利用事業者は予めこれを承諾します。

第4条（本契約の申し込み及び成立等）

1. 利用事業者は、予め本規約の内容を十分に理解し、承認した上で、利用申込書を当社に提出する方法により、当社に対し本サービスの利用に係る申し込みを行なうものとします。
2. 利用事業者は、利用申込書に虚偽の記載、誤記、錯誤及び記載漏れがないことを当社に表明し、保証します。
3. 当社は、本規約に対する利用事業者の理解の内容、誤認、錯誤等の責任を一切負わないものとし、利用事業者は予めこれを承諾します。
4. 本契約は、第1項に基づく利用事業者の当社への申し込みに対し、当社が利用事業者の本サービスの利用を承諾し、併せて当該承諾した旨を当社所定の方法により利用事業者に通知したときをもって、成立するものとします。なお、本契約の成立日を以下、本契約成立日といいます。

第5条（アカウントの発行等）

1. 利用事業者は、本契約成立後、利用者に本規約の内容を承認させた上で、利用者及び利用責任者を当社所定の様式に記載し（以下「利用者リスト」という）当社に提出するものとします。
2. 当社は、本契約成立後、本サービスを利用するために必要なアカウントID及びパスワード（これらを総称して、以下「アカウント情報」という）を発行するものとし、当社所定の方法により、利用者リストに記載の利用者に対し、アカウント情報及び仮登録用URLを通知するものとします。なお、当社が通知するパスワードは初期パスワードとします。
3. 利用事業者は、利用者に対し、前項によるアカウント情報及び仮登録用URLの通知を受領後、直ちに仮登録用のURLから本登録を実施し、自らの責任と負担でパスワードを変更させるものとします。
4. 利用事業者は、アカウント情報を善良なる管理者の注意義務をもって、かつ厳重に管理し、また利用者をして管理させ、利用者を除く第三者へ開示、貸与、譲渡、担保の用に供する等をしてはならないものとします。なお、当社は利用事業者のパスワードを管理する義務を負わないものとします。
5. 利用事業者は、定期的にパスワードを変更する等、第三者に利用されないために必要かつ合理的な安全管理措置を講じるものとします。

6. 利用事業者は、本サービスの利用を利用者リストに記載の利用者に限定するものとします。
7. 利用事業者は、アカウント情報により本システムを使用してなされた行為について、利用事業者が行ったものとみなされることに同意します。
8. 利用事業者は、アカウント情報が不正に利用された場合、又は不正に利用された若しくは不正に利用される可能性があると判断した場合、当社所定の方法にて直ちに当社に通知するものとします。
9. 当社は、利用事業者のアカウント情報の漏えい、不正利用、利用者以外の第三者の使用、使用上の過誤、管理不備等によって生じた利用事業者又は第三者の損害又は結果等について、当社に責めに帰すべき事由がある場合を除いて一切の責任を負わないものとします。

第6条（利用環境の整備、維持、安全管理等）

1. 利用事業者は、本サービス（当然に本システムを含む。）の利用に際して、自らにおいて、機器、ソフトウェア、ネットワーク環境、基幹システム、その他情報セキュリティの確保のために要する態勢等（これらを総称して、以下「利用環境」という）が必要なときは、当該利用環境を自らの責任と負担により整備するとともに、当該利用環境に関する保守、ライセンスその他維持管理に要する一切の費用、通信回線利用料等を負担するものとします。
2. 利用事業者は、前項の利用環境及びその運用について、自らの責任と負担により常に合理的な範囲で安全管理措置（ウイルス駆除その他の情報セキュリティを含むがこれに限らない。以下同じ。）を講じるものとします。
3. 当社は、利用環境が整備されないことにより、利用事業者が本サービスを利用できないことについて一切の責任を負わないものとします。

第2章（本サービス関連）

第7条（利用料）

1. 利用事業者が当社に支払う利用料は、無償とします。なお、利用料が有償の場合には、その支払方法等は、当社WEBサイト（本システムを含むがこれに限らない。以下同じ。）上での掲示、又はその他当社が適切と判断する方法により利用事業者へ通知するものとします。
2. 当社は、当社の任意の判断及び内容をもって、適宜、利用料を変更することができるものとし、利用事業者は、これを予め承諾します。
3. 当社は、利用料を変更（無償からの有償化を含む。以下同じ。）する場合、対象となる機能、利用料の金額、及び支払方法等の詳細及び利用料の変更の効力発生日について、事前に当社WEBサイト上での掲示、又はその他当社が適切と判断する方法により利用事業者へ通知するものとします。
4. 前項の効力発生日後、利用事業者が本サービスを使用した場合、変更後の利用料及びその支払いについて同意したものとみなします。
5. 当社は、事由の如何を問わず、いかなる場合でも、利用事業者から受領した利用料を利用事

業者に返還する義務を負わないものとします。

第8条（本サービスの提供に係る当社の免責）

1. 当社は、本サービス（本システムの運用を含むがこれに限らない。本条において以下同じ。）の機能、規格、仕様、品質その他（本サービスの利用につき利用事業者が必要とする一切の事項を含む。）が本契約及びレンタル契約の内容に適合しているか否かについて、何ら保証せず、適合しない場合でも一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、利用事業者への予告なく本サービスの仕様及び内容を、当社の任意の判断で適宜、変更（日本国外からの本システムへの接続の遮断を含むがこれに限らない。）することができるものとし、利用事業者は予めこれに同意します。
3. 本サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等について、当社は一切の保証をしません。また、当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。
4. 本サービスは、本サービスから委託先（第19条に規定する。）が運営する他のサービス（以下「外部サービス」とう）に連携する場合があります、利用事業者は予めこれを承諾します。なお、この場合で、利用事業者が外部サービスを利用する場合には、利用事業者は、自らの責任と負担で外部サービスの利用規約等に同意の上、当該外部サービスを利用するものとし、また、当社は、外部サービスの内容について、その完全性、正確性及び有効性等について一切の保証をしないものとし、併せて外部サービスの利用に起因する利用事業者及び第三者に生じた結果及び損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、利用事業者は予めこれらを承諾します。
5. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用事業者に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部を中断し、若しくは提供を終了することができるものとし、
 - ① 本サービスを正常に提供するために要する本システム、コンピュータシステム、通信設備の保守、点検、修理等を行う場合。
 - ② 不可抗力により、本サービスの提供が不可能又は著しく困難となった場合。
 - ③ 法令に基づき、本サービスの提供が不可能又は著しく困難となった場合。
 - ④ その他、運用上、当社が本サービスの中断又は終了を必要と判断した場合。
 - ⑤ 利用事業者が本規約、本契約又はレンタル契約に基づく支払義務その他の義務の履行を遅延した場合又は履行しない場合。
 - ⑥ 利用事業者が当社に虚偽の情報を提出した場合。
6. 利用事業者は、利用事業者の責任と費用負担により本サービスの利用において利用事業者が作成したデータ等のバックアップを取得するものとし、当社は、当該データ等をバックアップする義務を負わないものとします。なお、当該データ等の消失又は破損若しくは利用事業者の業務停止等による利用事業者及び第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、以下の事項について、一切の責任を負わないものとします。
 - ① 当社による本サービスの仕様及び内容の変更、提供の中断、提供中止により利用事業

者及び第三者に生じた結果及び損害。

- ② 利用事業者の本サービスの利用に起因し利用事業者及び第三者に生じた結果及び損害。
- ③ 不可抗力により利用事業者及び第三者に生じた結果及び損害。
- ④ その他当社の責に起因しない事由により利用事業者及び第三者に生じた全ての結果及び損害。

第9条（レンタル契約の申込と承諾）

1. 利用事業者は、本システムの発注機能を用いて当社にレンタル契約を申し込むものとし、当社が当該申込みに対して当社所定の手続き（必要な審査、レンタル物件の確保、事務手続き等を含むがこれに限らない。）が完了し本システムを通じて利用事業者に受注を承諾する旨の通知をしたときをもって、レンタル契約が成立するものとします。なお、利用事業者は申込みの撤回及び変更はできません。但し、当社が、当社所定の方法で当該撤回又は変更を承諾した場合はこの限りではありません。
2. 当社は、前項に基づき、申込内容を確認した後、利用事業者に本システムを通じて承諾又は不承諾の通知を、当社所定の方法で行います。
3. 前項の定めにより、当社がレンタル契約の申込みを承諾しなかったために、利用事業者又は第三者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、レンタル物件の確保の状況に応じて、利用事業者に対して代替機器の提案を行うことがあります。なお、利用事業者は利用事業者の責任と負担により代替機器の提案の諾否を任意に判断するものとし、利用事業者が代替機器の提案の拒絶したときは、第1項にかかわらずレンタル契約は成立しないものとします。
5. 第1項の定めにより成立したレンタル契約には、契約条項等が適用されます。なお、本規約と契約条項等の定めが異なる場合、抵触する限りにおいて本規約が優先適用されるものとします。但し、レンタル契約に付した特約は本規約に優先されるものとします。

第10条（配送先及び配送日時の指定）

1. 利用事業者は、申込み時に指定したレンタル物件の配送先及び納品日の変更を希望する場合、本システムの配送機能を用いて、2営業日前まで（但し、当社の営業時間内の申請に限るものとする。）に依頼するものとします。
2. 前項による指定又は変更を当社が承諾した時点で、配送先及び配送日時が確定します。
3. 第1項に基づき、利用事業者が指定した場合でも、その内容等（配送先の地理的条件、交通事情、その他不可抗力起因するものを含むがこれに限らない。）により、当該指定の内容で配送できない場合があることを、利用事業者は予め承諾します。この場合、利用事業者及び当社は、別途協議の上、配送先及び配送日時を確定するものとします。

第11条（修理交換の依頼）

1. 利用事業者は、レンタル物件に契約条項等に規定する修理（契約条項で定める「修繕」をい

う。以下同じ)又は代替品の交換の依頼が可能な不具合が発生した場合において、当社に対し修理又は交換の依頼をするときは、本システムの修理交換依頼機能を用いて、修理又は交換を依頼することができます。

2. 修理交換依頼に際し、利用事業者は、不具合の状況を本システムの修理交換依頼機能を用いて詳細を当社へ報告するものとします。

第 12 条 (修理の判断)

1. 当社は、前条の依頼内容に基づき、レンタル物件の状態、不具合の原因、利用状況、契約条件等を総合的に判断し、修理又は交換の要否及びその方法を決定するものとします。
2. 修理又は交換を当社が実施する場合でも、代替品の手配状況等により、対応に時間を要する場合があることを、利用事業者は予め承諾します。

第 13 条 (レンタル物件の返還)

1. 利用事業者は、本システムの返却機能を用いて、レンタル物件の返却依頼を行うことができます。
2. 前項による返却依頼を当社が承諾した後、利用事業者が返却依頼により選択した返却方法が確定するものとし、利用事業者は確定した返却方法に従い、レンタル物件を当社に返却するものとします。なお、返却に要する費用は、利用事業者の負担とします。

第 14 条 (レンタル契約の中途解約シミュレーション)

1. 利用事業者は、本システムの中途解約シミュレーション機能を用いて、レンタル契約の中途解約が行われた場合の解約清算金の概算見積もり (以下「解約見積シミュレーション」という。)を受けることができます。
2. 解約見積シミュレーションは、あくまで参考情報であり、実際の解約費用と異なる場合があることを、利用事業者は予め承諾します。
3. 利用事業者は、レンタル契約を中途解約する場合、契約条項等に規定する手続きを行うものとします。

第 15 条 (知的財産権等の帰属)

本サービスを通じて提供される全てのコンテンツ (PC 本体のデザイン、ソフトウェア、画像、文章等を含むがこれに限らない。以下「本コンテンツ」という) に関する著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権 (以下「本件知的財産権」という) は、当社又は当社に使用を許諾した第三者に帰属します。なお、利用事業者は、本コンテンツに関する本契約に定める使用に係る権利のみを取得し、それ以外に、いかなる権利も取得するものではないことを利用事業者及び当社は確認します。

第 16 条 (禁止事項)

利用事業者は、本サービス及び本サービスを構成する有形又は無形の構成物 (本システム、

本コンテンツ、プログラム、データベース、データ、画像、利用ガイド、マニュアル等の関連ドキュメントを含むがこれらに限られない。)の利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 本サービスの利用以外の目的で使用する行為(本システムに含まれる技術的制限を回避する方法を含むがこれに限られない。)
- ② 本件知的財産権及び本件知的財産権に起因する著作権人格権侵害する行為
- ③ 当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本件知的財産権その他の表示と同一の表示を変更する行為
- ④ 全部又は一部にかかわらず、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法で本システムの複製、翻案、改変、リバースエンジニアリング、解析、ソースコードの解読、データマイニング、テキストマイニング及び AI 開発を目的としたディープラーニング、その他本サービス又は当社に損害を与えるようなプログラム改変、使用をする行為
- ⑤ 本システムを第三者に対して譲渡、販売、リース、レンタル、賃貸、再使用許諾その他の処分をする行為、あるいは営利的なタイムシェアリング、商用的ホスティングサービス、ASP(Application Service Provider)、SaaS(Software as a Service)等のサービスで使用する行為
- ⑥ その目的が第三者に対してではない場合においても、転送、配備、共有、保管等を目的として不特定多数が参照、取得が可能なクラウドサービス等が提供するパブリックスペースへの本システムの全部又は一部の配信をする行為
- ⑦ 直接又は間接を問わず、本システムを日本国から輸出・再輸出・転売、出荷、若しくは転用する行為
- ⑧ 虚偽の内容をもって本サービスの利用申し込みをすること等、本サービスの利用に関する不正行為
- ⑨ 他者になりすます等、他人又は架空の名義により本サービスを利用する行為
- ⑩ 本サービスの他の利用者に不利益を及ぼす行為
- ⑪ 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ⑫ 当社の書面による事前の承諾なくして、本サービスと同様又は類似のサービスを、自ら又は第三者をして提供する行為
- ⑬ 当社の信用を毀損する行為
- ⑭ 公序良俗に違反し又はそのおそれがある行為
- ⑮ 法令又は本規約に違反し又はそのおそれがある行為
- ⑯ 前各号の他、本サービスの利用者としての行為として不適切と当社が認めた行為

第 3 章 (その他雑則)

第 17 条 (利用事業者企業情報の利用)

1. 当社は、本サービスの提供及び本契約を通じて得た利用事業者企業情報(但し、個人情報を除く。本条において以下同じ。)を、適法かつ適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用事業者企業情報を、本サービスの改廃、情報の分析・評価、その結果(派生データを含む。)、マーケティング、及び商品企画等当社の事業のために、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項で定義する当社の関係会社(以下「当社関係会社」という)、委託先(第19条に規定する。)、その他当社の各種協力事業者(商品企画のためのコンサルタント等を含むが、これに限らない。)に開示することができるものとします。なお、この場合、当社は、第20条(秘密保持義務)第2項に準じて利用事業者企業情報を取り扱うものとします
3. 当社は、利用事業者企業情報を、個人を特定できない、かつ提供元が利用事業者であることを特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、利用事業者は予めこれを承諾するものとします。

第18条(本規約の変更)

1. 当社は、当社の任意の判断で適宜、本規約を変更することができるものとします。
2. 前項に基づき本規約を変更する場合、当社は、変更後の本規約の効力発生日を定め、変更後の本規約の内容とともに、当社WEBサイト(本システムを含むがこれに限らない。)上での掲示、又はその他当社が適切と判断する方法により利用事業者に通知するものとします。
3. 変更後の規約は、前項に定める効力発生日後、利用事業者が本サービスを利用した場合、利用事業者が変更後の本規約に同意したものとみなし、変更後の本規約を適用するものとします。
4. 前各項にかかわらず、法令により本規約の変更が可能な場合には、法令に基づく手続によっても本規約の変更が可能なものとします。

第19条(再委託)

1. 当社は、本契約上の権利の行使又は義務の履行に基づく業務(本サービスの利用事業者への提供を含むがこれに限らない。以下「本件業務」という)に際して、本件業務の全部又は一部を当社の任意の判断及び内容をもって、適宜、第三者(以下「委託先」という)に再委託することができるものとし、利用事業者は予めこれを承諾します。
2. 当社は、前項に従い本件業務の一部を委託先に再委託する場合、自らの責任と負担で委託先に再委託するものとします。
3. 当社は、自らの責任と負担により、委託先に対し、本契約に定めた自らの義務と同一の義務を課し、これを遵守させ、併せて委託先の行為について一切の責任を負うものとします。
4. 当社は、前各項の場合といえども、本契約に基づく履行義務を免れず、一切の責任を負うものとします。

第20条(秘密保持義務)

1. 利用事業者及び当社は、本契約の締結前及び存続期間中はもとよりその終了後においても、

相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約の交渉、締結及び履行の過程において、相手方から開示された情報のうち、本契約の締結の事実、本契約及び同契約の交渉過程の内容、その他本契約に関する秘密と明示された情報（文書（電子メールを含む）、口頭、磁気ディスク等、開示の媒体を問わず、以下「秘密情報」という。なお、口頭で明示された場合は、開示後 15 日以内に書面又は電磁的方法により秘密である旨明示するものとする。）を、本契約を締結した目的以外に利用することはできず、また第三者に開示、漏えい、提供等してはならないものとします。但し、次の各号の情報については、この限りではないものとします。

- ① 開示を受けたときに既に公知であったもの
 - ② 開示を受けたときには既に自己が所有していたもの
 - ③ 開示を受けた後に第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - ④ 開示の前後を問わず独自に開発したことを証明し得るもの
 - ⑤ 開示を受けた後に自己の責によらず公知、公用となったもの
2. 前項の規定にかかわらず、(i)自ら（但し、当社においては当社関係会社を含む。以下同じ。）の役職員、自らが契約する弁護士、公認会計士、顧問その他のアドバイザー（以下「専門家等」という）に対して開示する場合、又は (ii)自らが法令等の規定若しくは行政機関等の判断等により要求される場合、又は金融商品取引所、金融商品取引業協会、証券業協会の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合において開示が必要となる場合、若しくは当社にあっては委託先に本件業務を委託するにおいて開示が必要となる場合、当該開示の目的を達成するために必要最小限の範囲内で開示する限度においてはこの限りではないものとします。
 3. 利用事業者及び当社は、前項の規定に基づき、自らの役職員及び専門家等に秘密情報を開示するときは、それらの者に対し、自らの責任と負担により、本条で定める自らの義務と同等以上の義務を課し、これを遵守させるものとします。
 4. 利用事業者及び当社は、前項の規定に基づき自らの役職員及び専門家等に秘密情報を開示した場合であっても、本契約で定める自らの義務を免れるものではないことを予め承諾します。
 5. 利用事業者及び当社は、本契約で定める場合を除き、相手方による自らに対する秘密情報の開示が、自らに対する、著作権、特許権、商標権等の知的財産権にかかわるいかなる権利の付与、譲渡又は許諾も意味するものではないことを確認する。また、利用事業者及び当社は、秘密情報について相手方のいかなる権利も一切侵害しないことを確約します。
 6. 利用事業者及び当社は、自らの責任と負担により善良なる管理者の注意をもって秘密情報を適法、かつ適切に管理し、秘密情報の不当な開示、又は紛失、喪失、破壊、改ざん、漏えい並びに第三者又は権限を越えた者による不正アクセス等（これらを総称して、以下「秘密情報の漏えい」という）の危険に対し、物理的、技術的、人的及び組織的な面において、そのときどきの技術水準及び社会経済環境に照らして必要かつ十分な安全対策を講ずるものとし、万一、秘密情報の漏えいが生じた場合若しくは生じる可能性がある場合には、直ちに相手方に、係る旨を通知し、その後の措置について相手方と誠意をもって協議し、その協議内容に従うものとします。
 7. 第 1 項の秘密保持義務は、本契約が終了した後も 1 年間存続するものとします。

第 21 条（個人情報保護）

1. 利用事業者及び当社は、本契約の締結及び履行上、相手方から個人情報を取得する場合、個人情報の保護に関する法律、同法に基づく政省令及び各種のガイドライン（これらを総称し、以下「個人情報保護法等」という）に従い、適切な措置を講じた上、善良な管理者の注意をもって当該個人情報を保管し、相手方及び当該個人から事前の書面による承諾を得ることなく第三者に利用させ若しくは開示・漏えいしないものとします。但し、個人情報保護法等に基づき当該個人から事前の書面による承諾を得ることなく第三者に利用させ若しくは開示させることができるときは、その範囲において、当該個人から事前の書面による承諾を要しないものとします。
2. 利用事業者及び当社は、個人情報の不当な開示、又は紛失、喪失、破壊、改ざん、漏えい並びに第三者又は権限を越えた者による不正アクセス等（これらを総称して、以下「個人情報の漏えい」という）の危険に対し、物理的、技術的、人的及び組織的な面において、そのときどきの技術水準及び社会経済環境に照らして必要かつ十分な安全対策を講ずるものとし、万一、個人情報の漏えい等が生じた場合若しくは生じる可能性がある場合には、直ちに相手方に、係る旨を通知し、その後の措置について相手方と誠意をもって協議し、その協議内容に従うものとします。

第 22 条（本件個人情報）

利用事業者は、自らが取り扱う本件個人情報が、個人情報保護法等に基づき適法かつ適切に取得したものであること、及びこれを本契約に基づく範囲で当社に提供することにつき、本件個人情報が帰属する個人から、明示的な同意を得ていることを、当社に対し表明し保証します。

第 23 条（資料、情報の返還等）

1. 利用事業者及び当社は、秘密情報及び個人情報につき、本契約の終了等により当該情報（但し次項に規定する複製・加工・編集その他形状形式等を変更した情報を含む。以下同じ）が不要となった場合、自らにおいて廃棄・削除を適切かつ確実に行うものとします。但し、法令上、コンプライアンス上又は受領当事者の内部管理上要請される範囲内で、秘密情報を含む記録書面（電子的写しを含む。）を抹消しないことができるものとします。
2. 当社は、本件業務の履行にあたり、秘密情報及び個人情報を複製・加工・編集その他形状形式等を変更する必要があるとき場合には、利用事業者の許諾を得ることなく本件業務の履行の範囲において、これを行うことができるものとします。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、第 17 条（利用事業者企業情報の利用）第 2 項及び第 3 項に基づく情報は、第 1 項の対象外とすることを、利用事業者及び当社は予め合意します。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用事業者及び当社は、相手方に対し、自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、

執行役、実質的に経営権を有する者、又はこれらに準ずる者をいう。以下本条において同じ。)が、以下の各号に規定する者(以下「反社会的勢力」という)のいずれにも該当しないことを確約します。

- ① 暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、若しくは暴力団準構成員。
 - ② 暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団と判断される者。
 - ③ 公序良俗に反する団体又はその関係先及び著しく信用に欠けると判断される者。
 - ④ 集团的又は常習的に暴力的行為等を行い、又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者。
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号、その後の改正を含む。)に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者。
 - ⑥ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号、その後の改正を含む。)に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者。
 - ⑦ その他前各号に準ずると社会通念において認められる者。
2. 利用事業者及び当社は、相手方に対し、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの(以下、「反社会的勢力等」という)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。
- ① 反社会的勢力等によってその経営を支配される関係。
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係。
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、また便宜を提供する等の関係。
 - ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係。
3. 利用事業者及び当社は、相手方に対し、自ら、又は第三者を利用して、次の各号のいずれかにあがる行為も行わないことを確約します。
- ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結する行為。
 - ② 暴力的な要求行為。
 - ③ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ④ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ⑤ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を棄損し、若しくは当社の業務を妨害する行為。
 - ⑥ その他前各号に準ずると社会通念において認められる行為。
4. 利用事業者及び当社は、相手方が、反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは第3項各号のいずれかに該当する行為をし、又は本条の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をした場合、第28条(本契約の解除)第1項第11号に基づき、本契約を解除することができるものとします。なお、本条において本契約を解除した者は、解除された相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任を負わないものとします。

第 25 条 (通知)

1. 利用事業者は、自らの住所、商号、代表者、連絡先その他本契約の維持に必要な事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法により当該事項を当社に通知するものとします。
2. 前項に基づき、利用事業者が当社に通知をした住所、商号、代表者、連絡先その他宛てに当社が通知又は送付等をした場合に、延着又は到達しなかったときは、通常到達すべきであったとき利用事業者に到達したものとみなすことを、利用事業者は予め承諾します。
3. 利用事業者は、前項に規定する場合において、万が一、利用事業者に連絡がつかないことや、連絡がつかなかったために当社自らが適正に調査した結果判明した、利用事業者の移転先に連絡したことにより、利用事業者が損失を被ったとしても、その責は利用事業者に帰属することを確認します。

第 26 条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」という）は、本契約成立日を起算日とし 1 年間とします。
2. 契約期間満了の 1 カ月前までに利用事業者及び当社のいずれから本契約の終了あるいは本契約の内容の変更等につき、相手方の対し当社所定の方法による意思表示がない場合は、契約期間満了時点の契約内容と同一条件にて、契約期間満了の翌日から更に 1 年間延長するものとし、以降も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、利用事業者及び当社は、解約希望日の 1 ヶ月前までに当社所定の方法により相手方に通知することにより、当該解約希望日をもって、本契約を中途解約することができるものとします。
4. 前二項の規定にかかわらず、不可抗力に該当し本サービスの提供が客観的に困難であるときは、当社は本契約を解約することができるものとします。

第 27 条 (契約終了の効果)

1. 本契約の終了（第 28 条に規定する解除を当然に含む。以下同じ。）は将来に向けてのみその効力を生じ、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約終了前に発生した権利及び義務（既に成立したレンタル契約を含むがこれに限らない。）は、本契約の終了による影響を受けず、引き続き本契約が有効に適用されるものとします。但し、不可抗力に該当した場合の本契約の終了にあっては、未履行の義務の取り扱いについて、利用事業者及び当社が誠意をもって協議し、その取り扱いを決定するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合、当社は、利用事業者への本サービスの提供を中止するとともに、本システムに登録されたアカウント情報を、本システムから消去することができるものとします。

第 28 条 (本契約の解除)

1. 利用事業者及び当社は、相手方について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方

への通知催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。なお、本項において本契約を解除した者は、解除された相手方に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任を負わないものとします。

- ① 支払不能、支払いの停止又は債務整理、重要な営業若しくは事業の廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任をしたとき。
 - ② 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は担保権の実行、公売処分、租税滞納処分その他公権力の申し立て若しくは処分を受けたとき。
 - ③ 民事再生、会社更生、破産、特別清算等の裁判所の関与する手続の申立があったとき。
 - ④ 小切手若しくは手形の不渡りを発生させたとき又は電子記録債権の支払不能を発生させたとき。
 - ⑤ 監督官公署から営業許認可の取消を受け、又は営業を停止し、あるいは廃止したとき。適用される法令に違反したとき、又は違反するおそれがある行為を行ったとき。
 - ⑥ 代表者その他経営に実質的に関与する者が逮捕、又は起訴されたとき。
 - ⑦ 営業の廃止、又は合併によらず解散の決議をしたとき。
 - ⑧ 本契約に基づく金銭債務の一部でも期限までに支払わなかったとき。
 - ⑨ 経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ⑩ 相当期間営業を休止し、又は相手方の営業実態が合理的に確認できないとき。
 - ⑪ 本規約又は本契約（当然に表明・保証及び誓約若しくは確約を含むがこれに限らない）の各条項の一つにでも違反したとき。
 - ⑫ 本契約以外で、利用事業者及び当社間で締結された契約（レンタル契約を含むがこれに限らない。）がある場合で、当該契約における各条項の一つにでも違反したとき。
 - ⑬ 前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと客観的に判断されたとき。
2. 前項に基づく本契約の解除が当社によるものであるときは、当社はレンタル契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合、利用事業者は、解除の対象となるレンタル契約に基づき、当社に対し残レンタル料及び未払いのレンタル料等その他の金銭債務全額を直ちに支払うとともに、当社に他に損害があるときは、本契約及びレンタル契約の解除前であっても、これを直ちに賠償します。

第 29 条（損害賠償）

1. 利用事業者及び当社は、自らが本契約又は規約のいずれかの規定に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該損害（合理的な弁護士報酬及び費用を含むがこれに限らない。）の一切について、一括して直ちに当該相手方に賠償するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本サービスの利用に関連して利用事業者が生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 前項の場合において、当社が利用事業者に対して賠償責任を負うときは、当該賠償責任の範囲は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（弁護士費用、逸失利益及び休業補償を含むがこれに限らない。）は含まないものとする。但し、有効なレンタル契約が存在する場合においては、当該損害の発生時点から遡って 1 年以内に当社が利用事業者から

当該個別のレンタル契約に基づき受領したレンタル料を上限とします。

4. その他、利用事業者及び当社は、本契約に基づく相手方に対する支払い、又は相手方が自らのために立替払いした場合の立替金の償還、その他本契約に基づく一切の金銭の支払いを怠ったときは、支払うべき金額に対して、支払期日又は立替払日の翌日からその完済に至るまで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を相手方に支払うものとします。

第 30 条（不可抗力による履行遅延又は履行不能等）

1. 利用事業者及び当社は、本契約又は本規約（レンタル契約条項等も含む。）に予め規定されている場合を除き、不可抗力により本契約又は本規約の全部又は一部の履行が遅延し、若しくは履行不能が生じた場合は、その責を負わないものとします。
2. 前項において、本契約の全部又は一部の履行が遅延し、若しくは履行不能が生じた利用事業者及び当社は、当該履行が遅延し、又は履行が妨げられた事実の発生後、遅滞なくその状況を、相手方に通知するものとします。
3. 利用事業者及び当社は、相手方からの前項に基づく当該通知を受領後、速やかにその後の必要な措置について利用事業者及び当社間で協議を実施し、合理的な解決を図るものとします。
4. 利用事業者及び当社は、不可抗力に起因し本契約の内容を変更する必要があると合理的に判断したときは、その旨、速やかに相手方に申し出るものとし、申し出を受けた者は、当該申し出につき、誠意をもって相手方と協議を実施し合理的な解決を図るものとします。

第 31 条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用事業者は、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本規約に基づく地位及びいかなる権利又は義務も、第三者に対して譲渡し、担保設定し、引受させ、又はその他の処分をしてはならないものとします。

第 32 条（本契約に関する費用負担）

本契約に関して利用事業者及び当社のうち、自らに課される公租公課並びに本契約の交渉、準備、締結及び履行に関連して自らに生じ又は自らのために支出されたあらゆる費用（自らが起用する財務、法務、税務その他の委託先への報酬を含むがこれらに限られない。）は、自らが負担するものとします。

第 33 条（差止め等の措置）

利用事業者及び当社は、相手方が本契約に違反した場合、相手方に対して差止めその他の侵害の停止又は予防に必要な措置をとることができるものとします。

第 34 条（存続規定）

第 15 条（知的財産権等の帰属）、第 17 条（利用事業者企業情報の利用）、第 18 条（本規約の変更）、第 20 条（秘密保持義務）、第 21 条（個人情報保護）、第 23 条（資料、情報の返還等）、第 29 条（損害賠償）、第 31 条（権利義務の譲渡等の禁止）、本条（存続規定）、第 35 条（協

議事項)及び第36条(言語、準拠法及び合意管轄)は、本契約が終了した後も有効とする。
但し、第20条(秘密保持義務)第7項については、その規定の範囲によるものとする。

第35条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、利用事業者及び当社の協議により決定するものとします。

第36条(言語、準拠法及び合意管轄)

1. 本契約及び本規約は日本語で作成され、日本法を準拠法とし日本法に従い解釈されるものとします。
2. 本契約及び本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額の如何にかかわらず東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とします。

以上

別紙 1

【本システムの機能】

主な機能	内容
見積機能	レンタル期間や台数、オプション等を選択して、合計料金の見積もりを自動で作成・確認でき一覧として履歴が保存されます。
発注機能	見積もり内容に同意後、注文を行うことができます。
配送機能	PC等のレンタル物件の配送先等の指定ができます。また、配送状況を確認できます。
返却機能	返却手続きを行うことができます。返却方法（集荷依頼、元払い等）を選択できます。
進捗ステータス確認機能	注文から配送、返却、修理交換等の各プロセスの進捗状況を確認できます。
レンタル機器管理機能	現在、レンタルしている機器を確認できます。各PCの契約内容、スペック、修理交換履歴等が表示されます。
修理交換依頼機能	レンタル中のレンタル物件に不具合が発生した場合、修理や交換を依頼できます。
ファイルアップロード機能	レンタル物件のご相談・お問い合わせ資料等を本システム上でアップロードできます
データ消去作業完了確認機能	返却したPCのデータ消去作業が完了したことを確認できます。
ユーザーアカウント機能	プロフィールの確認ができます。
中途解約シミュレーション機能	レンタル契約の中途解約を希望する場合の解約清算金の概算見積もりを行うことができます。

(別紙 1 において以下余白)

別紙 2

【レンタル取扱機器一覧】

カテゴリー	取扱機器
PC・サーバー	サーバー、デスクトップ PC、ノート PC、ワークステーション、タブレット PC、等
周辺機器	ディスプレイ、マウス、キーボード、スキャナー、等
ネットワーク機器	ルーター、HUB、ケーブル、等
PC パーツ	メモリー、等
ソフトウェア	ソフトウェア

(取扱機器)

- ① 当社は、本システム上でレンタル可能な機器（以下「取扱機器」という）の一覧を、当社の WEB サイトに掲載します。
- ② 当社は、当社の任意の判断において、適宜、取扱機器を追加、変更、又は削除することができるものとします。
- ③ 当社は、取扱機器に変更が生じた場合、当社の WEB サイト上での掲示、又はその他当社が適切と判断する方法により利用事業者に周知するものとします。

(別紙 2 において以下余白)